

〔就職状況追跡困難者の取扱いについて〕

就職状況が追跡困難となっている訓練修了者の就職状況の確認に係る取扱いについて

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

委託訓練の知識等習得コースにおける就職支援経費は、受託機関から報告された訓練終了後 3 カ月以内の就職状況に基づく就職支援経費就職率により額を算出しているところですが、就職状況が追跡困難又は未回答となっている訓練修了者については、実際には就職している場合であっても「就職者」として含めることが困難となっています。

令和 5 年 6 月 16 日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」において、公共職業訓練制度については、公共職業安定所の就職データの活用等による民間教育訓練事業者の業務の効率化を推進することとされたため、受託機関が追跡困難等の訓練修了者の就職状況の確認を希望する場合、職業安定所の就職データの活用により、確認できることとなりました。

1 対象となる訓練コース

知識等習得コースのうち、就職状況報告の回収率が 80% 以上の場合であり、かつ以下の(1)、(2)のいずれかに該当する訓練コースであること。

- (1) 就職支援経費就職率が 60% 未満であり、確認を希望する者が就職支援経費の対象就職者に該当すると、就職支援経費就職率が 60% 以上となる場合
- (2) 就職支援経費就職率が 60% 以上 80% 未満であり、確認を希望する者が就職支援経費の対象就職者に該当すると、就職支援経費就職率が 80% 以上となる場合

2 必要書類

- (1) 訓練修了者等就職状況報告書（様式 4）
- (2) 追跡困難等個別報告書（任意様式）

3 就職状況報告及び就職状況確認の流れ

- (1) 受託機関は、就職状況の確認を希望する訓練修了者がいる場合、訓練コースの就職状況の暫定報告（※）の際、訓練修了者等就職状況報告書（様式 4）と「追跡困難等個別報告書（任意様式）」を委託者（担当の産業技術短期大学校・高等技術専門校）に提出します。

※ 就職状況の暫定報告

受託機関が追跡困難者等確認を受講あっせん安定所（以下、「安定所」という。）に希望する場合、訓練修了の翌日より 100 日後に、暫定的に就職状況報告一覧表

を県に報告することをいう。

- (2) 委託者から県定住推進・雇用労働室を経由して、岩手労働局職業安定部あて照会します。

その後、労働局職業安定部は、受講をあっせんした職業安定所に照会します。

- (3) 照会を受けた職業安定所は、職業安定所からの紹介により対象就職に該当する就職をしているかを確認します。

- (4) 職業安定所からの回答は、照会の時と逆の順番で返送されます。

受託機関に対しては、委託者が就職状況暫定報告の際に提出された、訓練修了者等就職状況報告書（様式4）の就職状況報告一覧（就職支援経費対象コース）（別紙2）の「安定所による確認結果」欄へ結果を付記し、写しを送付することで回答します。

- (5) その後、受託機関は3 (3) の回答を踏まえ、訓練終了後130日以内に就職状況報告書（様式3）及び訓練修了者等就職状況報告書（様式4）を委託者に再度提出します。

4 本取扱いを適用した委託契約について

本取扱いの適用については、受託機関の希望によるものであり、必須ではありません。

本取扱いの適用の有無によって委託契約の内容が異なりますので、適用希望の有無については、委託契約締結時までに委託者から受託機関に確認します。

5 契約期間及び報告について

- (1) 本取扱いの適用を希望する場合

訓練終了後100日以内に就職状況の暫定報告、130日以内に就職状況の確定報告をするものとして契約します。

130日以内に就職状況の確定報告を行う分、契約期間が長くなります。

- (2) 本取扱いの適用を希望しない場合

訓練終了後100日以内に就職状況を報告するものとして契約します。

6 留意事項

上記3(3)のとおり、職業安定所は、「職業安定所からの紹介により就職支援経費就職率の対象に該当する就職をしているかを確認」するため、それ以外の経路での就職については、雇用保険の適用有無について確認できたとしても、就職支援対象経費就職率の対象有無を確認するための詳細な雇用条件等は確認できないため、回答は「不明」となりますので、予め御了知願います。